「指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針」の一部改正に関する件（10月29・30日）

本委員会は、令和 8 年 10 月 29・30 日の金融政策決定会合において、指数連動型上場投資信託受益権の処分を円滑に進める観点から、「指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針」（令和 7 年 9 月 19 日決定）を別紙.のとおり一部改正することを決定した。

別紙.

「指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針」中一部改正

○　２．を横線のとおり改める。

２．売却方法

（１）指数連動型上場投資信託受益権等の売却ペース等については、次のとおりとする。

イ、指数連動型上場投資信託受益権については、売却時期の分散に配慮しつつ、年間~~3,300~~8,600億円程度（簿価ベース）のペースで売却する。

ロ、
ハ、　略（不変）

（２）略（不変）

（附則）

この一部改正は、令和９年１月１日から実施する。